

# まちづくりのキーワードは、「市民参画・協働・情報共有」

関市のまちづくりの最も大切な理念

## 市民の意見を反映できる仕組みをつくります

- 審議会等の委員に原則公募委員を含めます。
- まちづくり市民会議など市民が施策や事業を考え提案できるようにします。
- 重要なことを決定する場合は、住民投票ができます。
- 重要な計画や制度等を定めるときは、パブリックコメントや説明会を通じて、広く市民の意見を聴きます。

### まちづくり市民会議



■施策や事業を考えるワークショップ

## 市民のまちづくり活動を支援します

- 地域委員会など住民主体のまちづくりを支援します。

### 地域委員会

地域委員会は、地域の団体や個人の力を結集して、地域課題の解決などのまちづくり活動に取り組む住民主体の組織です。概ね小学校区に1つの地域委員会を設置します。(市全体で15組織)

行政は、地域づくり支援交付金と地域支援職員(市職員)を派遣し、地域委員会活動を支援します。



■高齢者のたまり場づくり



■健康ウォーキング

- 市民活動センターを設置し、ボランティアなど市民活動を支援します。

### 市民活動センター

ボランティアやNPOなどの市民活動の拠点となる施設です。市民や企業などのまちづくり活動を積極的に支援します。

■関市市民活動センター  
関市千年町2-18-1 桜ふれあいプラザ内  
TEL 0575-24-7772



■市民活動センター

## 市民と情報を共有します

- まちづくりに必要な情報をお互いに提供し、みんなで共有します。
- 個人情報情報は慎重かつ適切に取り扱います。
- 市政に関する情報を分かりやすく説明します。

### 住民説明会



## 関市自治基本条例推進審議会を設置します

関市自治基本条例推進審議会を設置し、条例の適正かつ効果的な運用や必要な見直しを行います。審議会委員は、学識経験者、公共的団体の推薦者、公募の市民15名以内で構成します。

# 関市自治基本条例

平成26年12月25日施行

全ての市民が心豊かに  
幸せを感じることができる  
まちを実現しよう!



## ～条例前文～

関市は、日本の中心に位置し、市内には、清流として名高い長良川やその支流である板取川、武儀川、津保川が流れています。また、日本刀鍛錬、小瀬鶯飼など流域に住む人々の様々な伝統文化が財産として守り続けられています。この豊かな自然、積み重ねられた歴史、育まれてきた文化など貴重な地域資源を背景に地場産業が栄え、刃物のまちとして発展してきました。

わたしたちは、先人の英知によって築かれ、平成の市町村合併により生まれ変わったこのまちを誇りに思い、誰もが心豊かに安心して暮らすことができるまちとして、未来を担う子どもたちへ引き継ぎます。

子どもからお年寄りまで全ての市民は、まちづくりに大切な存在です。わたしたちは、市民一人ひとりの考えが大切にされ、市民が主役であることが実感できるまちを市民、議会及び行政が協働してつくっていきます。

そのためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、価値観を認め合いながら人や地域のつながりを大切にしなければなりません。また、全ての市民が市政に関心を持ち、まちづくりに理解を深め、その取組に主体的かつ自律的に参画することが必要です。

わたしたちは、地方自治の本旨にのっとり、関市のまちづくりの原則や仕組みなどを明らかにし、全ての市民が心豊かに幸せを感じることができるまちの実現のためにこの条例を定めます。

# 自治基本条例は、「まちづくりのルール」

## 自治基本条例って何、なぜ必要なの

地方分権の推進、少子高齢化・人口減少社会の到来、市民のニーズや価値観の多様化など様々な課題に対応していくためには、みんな(市民・議会・行政)がそれぞれの役割や責任を果たし、連携・協力しながらまちづくりを進めていくことが必要です。「自治基本条例」は、まちづくり(自治)の基本的な考え方やルール、市民・議会・行政などの役割や責務、市民参画や協働の仕組みなどをまとめたもので、これからのまちづくりを進めるうえでとても大切な条例です。

## 自治基本条例はいつ、どのようにしてつくられたの

- 平成24年12月～平成26年1月 関市自治基本条例策定審議会(公募の市民を含む委員28名)で、13回にわたり条例案について審議されました。
- 平成26年2月 審議会から条例の骨子案が市長に提出されました。
- 平成26年3月～平成26年4月 条例案の住民説明会やパブリックコメントを実施し、広く市民から意見を募集しました。
- 平成26年6月 議会に条例案を提案しました。
- 平成26年12月 議会特別委員会の7ヶ月にわたる審議を経て可決され、12月25日に「関市自治基本条例」が施行しました。

# まちづくりの主役は市民

## 基本原則

- 1 市民が主役のまちづくり
- 2 市民が生涯にわたり自由に学び合うまちづくり
- 3 市民が参画するまちづくり
- 4 市民、議会及び行政が協働するまちづくり
- 5 情報を提供し共有するまちづくり
- 6 自然、歴史、文化、産業等の地域資源を生かすまちづくり



## 市民の権利

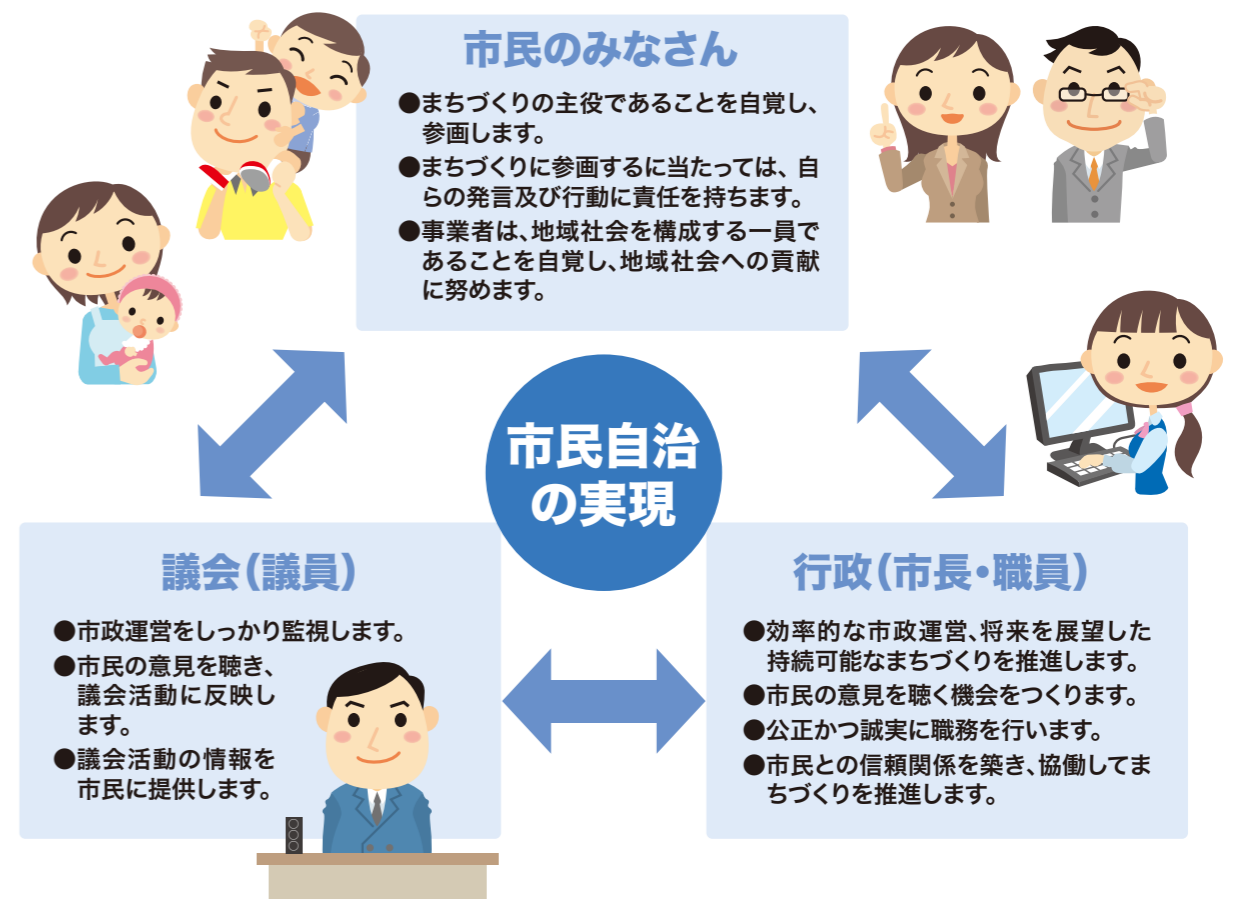
- 1 行政サービスを受け、安心して暮らす権利
- 2 まちづくりに関する情報を知る権利
- 3 まちづくりに関して学ぶ権利
- 4 まちづくりに参画する権利



### ※市民の範囲

条例では、関市に関わる多くのみなさんの知識や経験がまちづくりに生かされるよう、市内に住所がある方だけでなく、市内に通勤や通学されている方、市内の事業者や団体などを「市民」とします。

# みんなの役割と責務



# 市政運営の基本原則

## 計画的な市政運営

- 総合計画をつくり、計画的に市政運営を行います
- 総合計画は、広く市民の意見を聴いて策定、見直します。



## 健全な財政運営

- 長期財政計画をつくり、将来にわたり健全な財政運営を行います
- 予算編成の過程、決算等の財政状況を分かりやすく公表します。

## 効率的かつ効果的な市政運営

- 行政評価を実施し、効率的かつ効果的に市政運営を行います。
- 行政評価の結果を市民に分かりやすく公表します。



## 市民の生命、財産を守るための危機管理

- 自然災害、重大な事故等の緊急事態に備え、危機管理を行います。